

諮問番号：令和4年度諮問第34号
答申番号：令和5年度答申第7号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和2年7月13日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇センター（以下「A病院」という。）を初めて利用したのは、令和元年8月であり、既に処分庁において法による保護を受けていたことから、随時毎月、事前に医療券を申請し通院していたことは周知の事実である。

以前、審査請求人が、本件処分と同様に事後に通院移送費を申請したところ、遑って支給されたことがある。

にもかかわらず、本件処分においては、処分庁の担当者になさんな誤処理がなされている。本件処分の却下理由は、適用誤りないし虚偽の文言で構成されている。

したがって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）処分庁は、審査請求人からのA病院に係る通院移送費の申請（以下「本件

申請」という。)について、処分庁において給付決定をする以前に交通機関を利用した際の交通費を申請するものであり、生活保護法による医療扶助運営要領について(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。)第3の9(3)イに照らし、当該交通費は移送費の給付の対象とならないものであるとして本件処分を行ったことが認められる。

医療扶助運営要領第3の9(3)アのとおり、福祉事務所は、要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知する必要があるところ、処分庁が令和元年7月18日に審査請求人に対し交付し、説明を行った「生活保護のしおり」(以下「しおり」という。)には、受診のために交通費が必要な場合はあらかじめケースワーカーへの相談が必要な旨の記載があり、また、同日に処分庁は審査請求人に対し、通院移送費の支給には医師の意見書等により審査が必要である旨を説明していることから、処分庁は事前の申請等の必要性について、審査請求人に対し、周知していたと認められる。

また、医療扶助運営要領第3の9(3)イのとおり、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費は、原則として給付の対象にならないところ、本件申請で審査請求人が支給を求める通院移送費は、本件申請以前のものであり、原則として支給の対象とならないものである。

さらに、医療扶助運営要領第3の9(3)ウのとおり、緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消滅〔失〕した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付が可能であるところ、本件の事件記録からは審査請求人にやむを得ない事由があった形跡は認められず、また、審査請求人からの主張もない。

以上のとおり、法第15条、医療扶助運営要領第3の9(1)から(3)に照らし、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、A病院へは随時医療券を申請して通院していたことは周知の事実である旨を主張する。しかし、医療扶助運営要領第3の9(1)のとおり、通院移送費の給付については、個別にその内容を審査し、給付を行うものであることから、審査請求人の主張は採用できない。

(2) 処分庁は、本件処分についての審査請求は市長に対してするものと教示している。しかし、法第64条のとおり、本件処分についての審査請求は都道府県知事に対してするものとされているところ、処分庁が行った教示には誤りが認められる。

教示は、不服申立制度が十分に活用され、国民の権利利益の救済を図るため、処分をする際に処分の相手方に対し不服申立てによる救済を受けられ

る旨を教えるものであり、本件のように、不服申立てをすべき行政庁に誤りがある教示が記載された処分は、審査請求人の権利利益を損ないかねないものであることから、処分庁において、今後、同様なことが無いよう留意すべき旨を付言する。

(3) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年	1月	4日	諮問書の受領
令和5年	1月	6日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：1月20日 口頭意見陳述申立期限：1月20日
令和5年	1月	23日	審査請求人から主張書面（令和5年1月20日付け）及び資料並びに口頭意見陳述申立書（令和5年1月23日付け）の受領
令和5年	1月	23日	第1回審議
令和5年	2月	20日	第2回審議
令和5年	3月	22日	口頭意見陳述の実施 第3回審議
令和5年	4月	26日	第4回審議
令和5年	5月	23日	審査請求人の主張書面（令和5年5月23日付け）の受領（訂正・補正書（令和5年5月26日付け）を含む）
令和5年	5月	24日	第5回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

(2) 法第15条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項として次のとおり定めている。

1 診察

- 2 薬剤又は治療材料
- 3 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 6 移送

(3) 法第64条は、「第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分(中略)についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。」と定めている。

(4) 医療扶助運営要領第3の9(1)は、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。(後略)」と記している。

なお、医療扶助運営要領は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

(5) 医療扶助運営要領第3の9(2)は、移送の給付の範囲について、「アからクまでに掲げる場合において給付を行う。受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るものであること。(後略)」と定め、そのアは、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」と記している。

(6) 医療扶助運営要領第3の9(3)アは、「要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知すること。」と記している。

(7) 医療扶助運営要領第3の9(3)イは、「被保護者から申請があった場合、給付要否意見書(移送)により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。(中略)また、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費(中略)は、原則として給付の対象にならないものであること。」と記している。

(8) 医療扶助運営要領第3の9(3)ウは、移送の給付の事後申請の取扱いについて、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこと。」と記している。

- (9) 医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について（平成20年4月4日社援保発第0404001号。厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）は、1の趣旨・考え方において、「（前略）移送の給付の必要性については、診察、治療等に係る医療扶助の給付の必要性とは別途の観点から判断する事項（移送の必要性、交通手段の妥当性等）があり、また同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないよう福祉事務所において責任をもって審査する必要がある。（後略）」と記している。
- なお、課長通知は、処理基準である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和元年7月8日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 令和元年7月18日、審査請求人が処分庁を訪問した際に、処分庁の担当者は、しおりを審査請求人に手交し、法による保護の制度について説明した。しおりには、「○病院等にかかるとき（中略）受診のために交通費が必要な場合は、あらかじめケースワーカーに相談してください。」との記載があり、しおりの受領書には、「令和1年7月18日 説明を受けて「しおり」を受け取りました。世帯員にも必ず説明します。」との記載があり、審査請求人の署名・押印がある。
- また、同日の審査請求人に係るケース記録票には「（前略）基本的には移送費の発生しない近隣の病院を受診し、重複受診や重複処方とならないように病院や薬局もまとめてほしい。（中略）通院移送費も無制限に認められる訳ではなく、医師の意見書および通院証明書等が必要。審査等において、移送費が認められない場合や転院指示となる場合がある。（後略）」と記載されている。
- (3) 令和元年12月23日、審査請求人は、処分庁に対し、○○○○○○○○○○○○○○（以下「B病院」という。）への同年8月分から10月分までの通院に係る電車代の支給申請を行い、処分庁は、医療扶助運営要領第3の9（2）アに該当するとして、令和2年2月13日、通院移送費（以下「B病院移送費」という。）を支給した。
- (4) 令和2年4月3日、審査請求人は処分庁を訪問し、A病院から通院指示を受けているとして、通院移送費の支給は可能かを尋ねた。これに対して、処分庁の担当者は、通院移送費の支給は事前申請が必要である旨等を説明した。
- (5) 令和2年4月23日、審査請求人は、処分庁に対し、某歯科医院への同年

2月分から4月分までの通院に係る電車代の支給申請を行い、同年5月22日付けで、処分庁は、医療扶助運営要領第3の9(2)アに該当しないとして、当該申請について却下決定処分を行った。

- (6) 令和2年6月19日、審査請求人は、処分庁に架電し、前記(5)の却下決定処分について問い合わせた。

同日のケース記録には、「(前略) 通院移送費は基本的に事前申請し、認められた場合に支給されるもの。(主)〔審査請求人〕のこれまでの申請は全て事後であり、今後は事前申請するよう指導。(後略)」と記載されている。

- (7) 令和2年7月6日、審査請求人は、処分庁に対し、「保護変更【医療扶助通院移送費】申請書」(以下「本件申請書」という。)を提出し、A病院に通院した際の往復のバス代の支給を求める本件申請を行った。

本件申請書には、令和元年10月分、11月分及び令和2年1月分から3月分までの「移送費(通院交通費)支給申請書」並びにA病院の押印がある「通院回数証明書」が添付され、合計の通院回数は10回である。

- (8) 令和2年7月7日付けのケース記録票には、「(前略)〔審査請求人〕よりR2.7.6付けで保護申請〔本件申請〕のあった通院移送費について、福祉事務所において給付決定する以前に交通機関を利用した際の交通費であり、医運〔医療扶助運営要領〕第3-9-(3)-イに定められた移送費の給付の対象とならないものであるため、申請却下とする。(※これまでに事前相談・申請するよう繰り返し指導してきた。直近、6/19指導済み)」と記載されている。

- (9) 令和2年7月13日付けで、処分庁は本件申請を却下する本件処分を行った。

本件処分の通知書には、却下の理由の欄に「(前略)〔審査請求人のA病院〕の交通費については、福祉事務所において給付決定する以前に交通機関を利用した際の交通費であり、医運〔医療扶助運営要領〕第3-9-(3)-イに定められた移送費の給付対象とならないものであるため。」と、本件処分に不服のある場合の審査請求先として〇〇市長(以下「C市長」という。)と、記載されている。

- (10) 令和2年9月25日付けで、審査請求人は、大阪府知事に対し、本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 前記1(2)の法第15条のとおり、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、必要な範囲内において行われるものであり、移送に係る費用が含まれる。

また、保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事

務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。

前記1（4）から（8）のとおり、医療扶助運営要領第3の9において移送の給付について示されており、具体的な手続に関しては、①福祉事務所は、要保護者に対し、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知する必要があること、②福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費は、原則として給付の対象にならないこと、③緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行うことが可能であること、とされている。

さらに、前記1（9）のとおり、課長通知において、④移送の給付の必要性については、診察、治療等に係る医療扶助の給付の必要性とは別途の観点から判断する事項であること、とされている。

上記の処理基準の内容は、法の基本原理（法第1条参照）に照らして合理的なものといえる。

- (2) 本件申請に至る経過を前記2に基づいてみると、①保護が開始された際に、審査請求人が処分庁から手交されたしおりには、「受診のために交通費が必要な場合は、あらかじめケースワーカーに相談してください。」と記載されていること、②審査請求人は、A病院から通院指示を受けていると申し出た際に、処分庁の担当者から、通院移送費の支給は、事前申請が必要である旨の説明を受けたこと、③審査請求人は、某歯科医院の通院に係る通院移送費の却下決定処分について問い合わせた際に、処分庁から、今後は事前申請するように指導を受けていたことが認められる。

そうすると、前記1（6）の医療扶助運営要領第3の9（3）アに従って、処分庁は、本件申請までに、通院移送費については事前に申請することが必要であることについて、審査請求人に説明していたといえる。

- (3) 次に、前記1（7）の医療扶助運営要領第3の9（3）イのとおり、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費は、原則として給付の対象にならないところ、前記2（7）、（8）のとおり、本件申請で審査請求人が支給を求める通院移送費は、処分庁が給付を決定する前の通院に係るものであり、原則として給付の対象とならないものである。

また、前記1（9）の課長通知のとおり、通院移送費の給付の必要性については、医療扶助の給付の必要性と別途の観点から判断する事項であるから、審査請求人が、処分庁から医療券の交付を受けてA病院に通院していたとしても、医療扶助運営要領第3の9（3）イに照らして、本件申請が支給の対

象とはならないとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

(4) さらに、前記1(8)の医療扶助運営要領第3の9(3)ウのとおり、緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合において、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付が可能であるところ、本件の事件記録等からは、本件申請が事後になったやむを得ない事由があったといえる事実は認められない。

(5) なお、審査請求人は、通院移送費を遡及して支給されたことがある旨主張する。

確かに、前記2(3)のとおり、審査請求人が、令和元年8月から10月にB病院に通院した電車代を同年12月に処分庁に支給申請したところ、B病院移送費が支給されたことが認められる。

一方で、前記2(4)、(6)のとおり、処分庁は、B病院移送費の支給の後、審査請求人に対して、通院移送費は事前申請するように繰り返し指導していたことが認められる。

そうすると、処分庁が、本件申請を前記1(7)の医療扶助運営要領第3の9(3)イに照らして通院移送費を支給しないと判断したとしても、B病院移送費の取扱いと均衡を欠くということはできず、かかる処分庁の判断を不合理であるとまではいえないから、審査請求人の主張は採用できない。

(6) 以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第6 付言

本件処分について、当審査会の前記判断を左右するものではないが、本件処分の通知書の教示の記載に誤りがあるため、以下、付言する。

処分庁は、本件処分についての審査請求はC市長に対してするものと教示している。しかし、前記第5の1(5)の法第64条のとおり、本件処分についての審査請求は都道府県知事に対してするものとされているところ、処分庁が行った本件処分の教示には審査請求先の誤りが認められる。

教示は、不服申立制度が十分に活用され、国民の権利利益の救済を図るため、処分をする際に処分の相手方に対し不服申立てによる救済を受けられる旨を教えるものであり、本件のように、不服申立てをすべき行政庁に誤りがある教示が記載された処分は、被処分者の権利利益を損ないかねないものである。

審理員の意見と同様、当審査会としても、処分庁に対し、今後、誤った審査請求先を教示することがないよう望むものである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）野呂 充

委員 重本 達哉

委員 船戸 貴美子